

大分県報

令和六年
一月四日（一）

（木曜日）

目次

警察本部告示

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこと
とがばれる手続等に関する告示の一部改正……………

○警察本部告示

大分県警察本部告示第1号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこと
ができる手続等に関する告示（令和4年大分県警察本部告示第48号）の一部を次のように改
正する。

令和6年1月4日

大分県警察本部長 種 田 英 明

1並びに4(1)及び(2)中「右欄」を「中欄」に改める。
別表第1中

「暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律施行規則（平成3年国 家公安委員会規則第4号）」	第17条第1項	令和3年6月1日
--	---------	----------

「暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律施行規則（平成3年国 家公安委員会規則第4号）」	第17条第1項	令和3年6月1日
--	---------	----------

古物営業法施行規則（平成7年国家 公安委員会規則第10号）」	第14条の2（古物商が仮 設店舗において古物営業 を営む場合において、そ の場所の所轄警察署長を 經由して提出するものに	令和6年1月4日
-----------------------------------	--	----------

に

改める。

別表第2及び別表第4中

「暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律施行規則」	第17条第1項	令和3年6月1日
----------------------------------	---------	----------

「暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律施行規則」	第17条第1項	令和3年6月1日
----------------------------------	---------	----------

古物営業法施行規則	第14条の2（古物商が仮 設店舗において古物営業 を営む場合において、そ の場所の所轄警察署長を 經由して提出するものに 限る。）	令和6年1月4日
-----------	--	----------

に

改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

令和六年一月四日

大分県報号外（警察本部告示）